○財務省告示第百六十号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十四年三月三十日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十四年五月九日

財務大臣　安住　淳

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第九回	一億円	百円七十銭
〃	第十回	二億円	百円三十銭
〃	〃	二十六億円	百円三十三銭
〃	第十一回	一億円	百円四銭
〃	第十四回	三億円	九十九円九十五銭
〃	第十五回	五億円	九十九円八十五銭
〃	〃	三十億円	九十九円八十八銭
〃	第十六回	十億円	九十九円七十銭
〃	第十八回	百五十億円	九十九円五十五銭
〃	第十九回	百四十億円	九十九円五十六銭
〃	〃	七億円	百円十八銭
〃	第二十回	三億円	百円九十三銭
〃	第二十一回	五十億円	百一円二十六銭
〃	〃	百億円	百一円二十八銭
〃	〃	五十億円	百一円二十九銭
〃	〃	五億円	百一円三十銭
〃	〃	二億円	百一円三十三銭
〃	第二十二回	十一億円	百二円十四銭
〃	〃	四十六億円	百二円十八銭
〃	第二十三回	十億円	百一円八十四銭
〃	〃	十五億円	百一円八十五銭
〃	〃	十億円	百一円八十六銭
〃	〃	三十億円	百一円八十八銭
〃	第二十四回	五十億円	百二円十三銭
〃	〃	十億円	百二円十七銭
〃	〃	二十億円	百二円十八銭
〃	第二十七回	五億円	百円二十三銭
〃	〃	百五十億円	百円二十五銭
〃	〃	百六十億円	百円二十六銭
〃	〃	一億円	百円二十八銭
〃	第二十九回	十億円	九十八円八十五銭
〃	〃	十億円	九十八円八十八銭
〃	第三十二回	二億円	九十八円四十二銭
〃	第三十三回	十億円	九十八円四十二銭
〃	第三十四回	二十億円	九十八円二銭
〃	〃	六億円	九十八円四銭
〃	第三十六回	一億円	九十八円二十七銭
〃	第三十七回	二億円	百円十二銭
〃	第三十八回	十七億円	百五円五十銭
〃	〃	六十四億円	百五円五十五銭
〃	第十三回	十二億円	百六円三十四銭
〃	〃	十億円	百六円四十九銭
〃	〃	十億円	百六円五十四銭
〃	第十四回	十億円	百五円五十六銭
〃	〃	十億円	百五円六十六銭
〃	〃	二十八億円	百五円七十八銭
〃	〃	十億円	百五円七十九銭
〃	〃	十三億円	百五円八十三銭
〃	〃	二十億円	百五円八十六銭
〃	第十六回	十億円	百六円四十一銭
〃	〃	五億円	百六円五十三銭
合計	〃	六十五億円	百六円五十九銭
		五百一億円	